

質問回答

スリランカ国コミュニティにおける高齢者向けサービス運営能力強化プロジェクト

(公示日:2020年4月1日/調達管理番号:19a01310)について、質問の回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.1 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型	「本邦研修にかかる報酬及び直接経費については、別見積書において、消費税を加算して積算して下さい。本邦研修業務に係る想定業務人月は、約 4.5 人月(2 期合計)として下さい」とありますが、本業務人月は全体工程の 60 人月(P.26)とは別扱いとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、60 人月のうち 55.5 人月を本見積もり、4.5 人月を別見積もりとするという理解でよろしいでしょうか。P.4 の 2)の別見積もりの項に含まれておりませんが、別見積もりの扱いでよろしいでしょうか。	60 人月のうち 55.5 人月を本見積り、4.5 人月を別見積りの目途としてください。P.4 の 2)の別見積りの項に含まれていませんが、これは誤りであり、別見積りとしてください。
2	P.3 7 プロポーザル等の提出 (6) 見積書 P.24 (5) 本邦研修の実施	P.3 (6) 見積書の 3) では本邦研修の実施については定額を見積もるよう指示がある一方、P. 24 「(5) 本邦研修の実施」では「実施業務に関連する経費を積算すること」と記載されています。どちらで計上すればよろしいでしょうか。定額の場合は見積もり額をご提示いただけますか。	P.3 (6) 見積書の 3) では本邦研修の実施については定額を見積もるよう指示がありますが、これは誤りであり、実施業務に関連する経費を積算し、別見積りに計上ください。なお、本邦研修への支援に係る業務については、「技術研修等支援業務」として、研修日程等がおおよそ確定した時点で、別の契約書を締結する想定としています。「技術研修等支援業務」の契約金額については、当該時点(研修日程等がおおよそ確定した時点)で確定させることとなりますので、別見

			積りとして積算頂く金額は「参考価格」として取扱うこととなります。
3	P.4 7 プロポーザル等の提出 (6) 見積書 2)別見積り費目 P.17 (8) 現地再委託	P.17「(8)現地再委託」には、「提案がある場合は別見積りとする」と記載されていますが、P4の別見積りの費目には、再委託費は含まれておりません。現地再委託を計上する場合は別見積りに計上することよろしいでしょうか。	現地再委託を行うことは想定しておりませんが、現地再委託を行うことを提案する場合は、現地再委託に係る費用は別見積りに計上してください。
4	P.4 7 プロポーザル等の提出 (6) 見積書 2)別見積り費目 P.17 (9) 供与機材 P.26 6. 業務用機材	貴機構の「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」によると、供与機材と事業用物品に種別されています。 P17「(9)供与機材」と P26「6. 業務用機材」は同じ内容か別物になりますでしょうか。別の場合、区分をご教示下さい。 P17「(9)供与機材」は別見積り、P26「6. 業務用機材」は本見積とされていますが、同一である場合、どちらで計上すればよろしいでしょうか。 P4「(6) 見積書 2)別見積り費目」には、供与機材は含まれておりませんが、本項にも追加されるという理解でよろしいでしょうか。	供与機材と事業用物品は別物です。「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に定義されている通り、供与機材は「技術協力プロジェクト等において、相手国政府からの要請に基づき供与する物品・機材」、業務用機材は「専門家や調査従事者等が技術移転や調査の実施等に使用する物品・機材」です。 供与機材を調達することは想定しておりませんが、供与機材の調達を行うことを提案する場合は、供与機材費は別見積りに計上してください。
5	P.15-16 (3) 現地リソースの活用	「現地雇用するスタッフを長期で現地滞在させることを想定している」とありますが、対象地域3か所に配置することを想定されていますでしょうか。現地雇用スタッフの予定人数、もしくは予算上限額の想定はございますでしょうか。	対象地域3か所に必ずしも配置する必要はありませんが、長期で現地雇用するスタッフを最低1名は傭上することを前提に、必要な現地雇用スタッフの人数や、その配置についてプロポーザルにて提案願います。予算上限額の想定はありません。
6	P.17 (11) 根拠ある効果の検証	プロジェクト内で試行する介入活動の効果検証	パイロット地域以外に対照群を設定して調

		のためにパイロット地域以外に対照群を設定して調査を実施することは認められますか。	査を実施する必要がある場合、プロジェクト効果検証の具体的な手法をプロポーザルにて提案の上、必要経費を本見積りに計上ください。
7	P.18 (17) 第三国研修の実施	「コンサルタントは研修対象者の選定支援や来日前説明、実施報告書の作成等の支援を行う。」とありますが、正しくは <u>タイ渡航前説明</u> でよろしいでしょうか。	来日前説明ではなく、タイ渡航前説明となります。
8	P.19 (4) プロジェクト実施コミッティー(PIC)及びテクニカルワーキンググループ(TWG)の設置支援(活動 4.2)	「PIC 及び TWG の合同キックオフセミナーを開催する」とありますが、同セミナーについての費用計上は認められますか。 <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 	会場使用料に関しては、費用計上は認められますが、業務開始後に先方政府(保健省及び社会福祉省)と会場の提供に関して協議し、可能な限り先方実施機関の場所を使用する方策を検討することとします。参加者の旅費のうち、日当は先方負担とします。 coronaboard 県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上ください。
9	P.20 (6) 各パイロットサイトにおけるワーキングコミッティーの設立支援(活動 1.2、1.3)	ワーキングコミッティーのメンバーに対する基礎研修の実施を提案する場合、以下の費用計上は認められますか。 <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 また、ワーキングコミッティーのメンバー数についての想定はありますか。	会場使用料に関しては、費用計上は認められますが、業務開始後に先方政府(各パイロット地区保健局等)と会場の提供に関して協議し、可能な限り先方実施機関の場所を使用する方策を検討することとします。参加者の旅費のうち日当は先方負担とします。 coronaboard 県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上ください。

			ワーキングコミッティーのメンバー数はパイロットごとに異なる可能性はありますが、それぞれ最大で30名程度を想定します。
10	P.20 (7) ワーキングコミッティーの活動計画の作成支援(活動 1.4)	「対象地域の高齢者については悉皆調査とすることを前提」とありますが、60 歳以上の人口1,000 人程度のコミュニティが対象地域として選定されるため、質問票を用いた調査対象者は少なくとも1,000 人 x 3 地域 = 3,000 人程度になるとの想定でよろしいでしょうか。	ご質問に記載のご理解の通りです。
11	P.21 (8) 高齢者とその家族の情報及び医療・社会サービスの情報を収集するための質問票の作成支援(活動 2.1)	「本調査はモデル開発と試行のプロセスにおけるベースラインとなる情報収集も兼ねる」とありますが、エンドライン調査の実施は想定されておらず、モニタリング評価に相当する活動(活動 3.4(p.23)や活動 4.3(p24))を通じて介入の効果を検証するという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に記載のご理解の通りです。
12	P.21 (9) 各パイロットサイトにおける高齢者と家族の状況の調査・分析支援(活動 2.2)	調査にかかる以下の費用の計上は認められますか。 <ul style="list-style-type: none"> - 質問紙等の印刷等費用 - 質問紙調査にかかる資機材購入費 - 調査対象者に対する謝礼品購入費 - インタビュアーの人件費・旅費・交通費 - データ入力者の人件費 - データ分析者の人件費 計上が認められる場合、本見積もりへの計上でよろしいでしょうか。	記載の項目のうち「調査対象者に対する謝礼品購入費」は認められません。また、調査は各ワーキングコミッティーのオーナーシップの下で実施するため、プロジェクト経費でのインタビュアーの人件費・日当は想定していません。必要に応じて交通費を本見積りに計上ください。データ入力・分析もあくまでワーキングコミッティーが実施するものであるため、データ入力・分析の支援が必要であれば、プロジェクトが雇用する一般傭人、特殊傭人が行うことを想定しています。その他、調査に必要な経費は本見積りに計上く

			ださい。
13	P.21 (12) 各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービス提供のメカニズム明確化支援(活動 2.5)	<p>「各パイロットサイトが調査・分析結果を共有する機会を設け」とありますが、情報共有セミナー等の開催を提案する場合、以下の費用の計上は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 <p>また、貴スリランカ事務所で適用している C/P 等の旅費規定(参加者の日当・宿泊費・交通費等)をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>会場使用料に関しては、費用計上は認められますが、業務開始後に先方政府(保健省及び社会福祉省等)と会場の提供に関して協議し、可能な限り先方実施機関の場所を使用する方策を検討することとします。参加者の旅費のうち日当は先方負担とします。コロンボ県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上ください。</p> <p>C/P 等の旅費として、スリランカ事務所では以下の数値を採用しています。</p> <p>[スリランカ国内]</p> <p>日当(2,000LKR)、宿泊費実費(上限15,400LKR)、交通費実費</p>
14	P.22 (15) 各パイロットサイトにおいて特定した優先課題を解決するための活動計画の作成支援(活動 3.2)	<p>「各パイロットサイトが活動計画を共有する機会を設ける」とありますが、計画共有セミナー等の開催を提案する場合、以下の費用の計上は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 	同上です。
15	P.22 (2) 各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービスの試行的な提供支援(活動 3.3)	<p>実際に高齢者への医療・社会サービス提供に従事する様々なアクターに対するフォローアップのためのセミナーや研修等を提案する場合、以下の費用の計上は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 	同上です。

		<ul style="list-style-type: none"> - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 	
16	P.23 (3)各ワーキングコミッティーによる活動計画の実施モニタリング・評価や活動計画の修正支援(活動 3.4)	<p>活動が円滑に進んでいるサイトに対して、ワーキングコミッティーのメンバーによるクロスビジットを提案する場合、以下の費用の計上は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 参加者の旅費・交通費 - 軽食・飲料費用 	同上です。(会場使用料に関する記述を除く)
17	P.23 (3)各ワーキングコミッティーによる活動計画の実施モニタリング・評価や活動計画の修正支援(活動 3.4)	<p>ワーキングコミッティーのメンバー間での進捗共有セミナー開催を提案する場合、以下の費用の計上は認められますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 会場使用料 - 軽食・飲料費用 - 参加者の旅費・交通費 	同上です。
18	P.24 (5) 本邦研修の実施	<p>本項には「スケジュール、対象者、研修受入れ機関、研修内容を研修開始 4.5 か月前までに貴機構に提示すること」とあります。現行のスケジュールでは、第 1 回本邦研修は 2020 年 12 月で、その 4.5 か月前は 2020 年 7 月に相当し、契約から 1 か月程度しかございません。現時点で研修対象者の選定等にかかる具体的進捗の情報はございますか。もしくは、第 1 回本邦研修については、貴機構へのご提示を後ろ倒し(研修開始 3 か月前程度)にして頂くことは可能ですか。</p>	<p>現時点で研修対象者の選定等にかかる具体的な進捗はありません。研修実施時期は発注者の想定であるため、より適切な実施時期や内容がある場合は、プロポーザルにて提案願います。研修開始 4.5 か月前を目途に、おおまかな研修実施時期(12月中旬に1週間、等)と実施場所(研修受入機関)についてご提示いただく必要があります。実施場所は全てでなくとも、主要な受入機関については当該時期までにご提示願います。具体的な人選の選定は研修開始 3 か月前程度でも問題ありません。</p>
19	P.25 7. 報告書等	第 2 期のモニタリングシート提出時期が「第 1 期	モニタリングシートはプロジェクト開始から半

	(1) 報告書等	の業務開始から半年ごと」ととされていますが、 第2期でよろしいでしょうか。	年ごとに提出するものであるため、「第1期の業務開始から半年ごと」となります。
20	P.26 3. 対象国の便宜供与 (2) 事務所スペースの提供	プロジェクトの執務スペースの提供は首都のみ でしょうか。 パイロットサイト3か所のうち、カンダケティヤ地 区は首都より車で約6時間かかりますが、当該 地域での執務環境のご提供はありますでしょうか。 提供の予定がない場合、執務スペースの 予算は計上可能でしょうか。金額の目安がござ いましたら、併せてご教示下さい。	プロジェクトの執務スペースは、コロンボの 保健省(1か所)のみで提供されることを前 提とします。カンダケティヤ地区での執務ス ペースの設置の必要性を含め、執務ス ペースの設置計画についてプロポーザルで提案 願います。執務スペースの借上げが必要な 場合、本見積りに計上ください。金額の目安 はありません。
21	P.27 (4) 新型コロナウイルス感染拡大による影 響	新型コロナウイルス感染拡大による影響により 渡航開始が想定よりずれ込んだ場合、現地業 務の該当分を国内人月に振り替えて、国内で 作業することは可能でしょうか。	予定通り渡航開始ができる前提でプロポー ザル作成を願います。現地業務の国内人月 への振り替え可否は、契約開始後に受注者 と協議します。
22	Project Design Matrix	Project Design Matrix に、相手国側の便宜供与 内容として suitable office space with necessary equipment とありますが、necessary equipment とは、具体的にどのようなものが想定されま すでしょうか。	現段階では具体的な資機材の内容を提示 できないため、執務スペースに必要と想定さ れる資機材は、本見積りにて計上願いま す。
23	プロジェクトの車両について	プロジェクトの活動に用いる車両はレンタカー の借上げを想定することでよろしいでしょ うか。	レンタカーの借上げを想定しています。
24	P12 プレゼンテーションの実施要領	実施の際にプレゼンテーション用の参考資料は 事前に送付可能でしょうか	コロナ感染防止策への一環として、電話会 議方式としていますが、四囲の状況を踏ま え、資料の遅配やシステムトラブル等による 混乱を回避するため、本案件においては、 プレゼンテーション資料は無しとします。

25	P15 2(7)関係省庁、機関	C/P は具体的に保健省、社会福祉省のどの部局になりますでしょうか	保健省は“Directorate of Youth Elderly and Disable persons”、社会福祉省は“National Secretariat for Elders”です。
26	P17 5(13)「国内外の有識者の活用」に関して	現地への派遣にかかる渡航旅費、日当、宿泊は見積りに含めてよいでしょうか	本見積りに計上ください。
27	P18 5(17)第三国研修実施	タイでの第3国研修に参加可能なコンサルタントの人数に指定はありますでしょうか	指定はありませんが、最低1名は同行願います。
28	P19 6(4)PIC 及び TWG の設置支援	PIC/TWG の想定人数はいかほどでしょうか？ またキックオフセミナー開催時の参加人数、規模について目安があればご教示下さい	PIC 及び TWG のメンバーの想定は配布資料 R/D の Annex4 及び 5 に示しています。PIC 及び TWG のメンバーを含み実施するため、参加人数は最大で50名程度を想定しますが、規模や内容についてプロポーザルにて提案願います。
29	P22 6(2)各パイロットサイトにおける高齢者への医療・社会サービスの試行的な提供支援(活動3.3)	活動3.3における研修やフォローアップセミナーの回数や規模の想定はありますでしょうか	活動3.3におけるフォローアップの方法は、研修やセミナーの実施に限らずとも、コンサルタントや現地備上のスタッフ、PIC/TWG メンバーによるアドバイス・フィードバック等を含め様々な方策が考えられるため、研修やフォローアップセミナーの回数や規模の具体的な想定はなく、活動上必要と考えられる回数や規模をプロポーザルにて提案ください。
30	P23 6(3)各ワーキングコミッティーによる活動計画の実施モニタリング・評価や活動計画の修正支援(活動3.4)	ワーキングコミッティーメンバーのクロスビジットや進捗共有機会時の旅費・交通費は計上可能でしょうか	交通費は本見積りに計上可能ですが、日当は先方負担とします。また、コロポ県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上ください。

31	P26 2(1)業務量の目途	国内作業の MM を見積もりに含めてよいでしょうか？また現地作業の MM の上限はありますでしょうか？	国内作業の MM は本邦研修に係る想定業務人月(4.5MM)を消費税を加算して別見積りに計上ください。 本邦研修に係る業務以外の国内作業については、業務従事人月の目途として提示している55.5人月が国内作業と現地作業の合計作業量目途ですので、これを参考に、競争参加者として合理的と考える貼付けを考えてください。なお、現地作業の MM の上限はありません。 ちなみに、見積書(の新しい様式)において、報酬額については国内作業／現地作業の区分を設けておりませんので、ご確認ください。
32	P26 3 対象国の便宜供与	事務所スペースの提供は3か所のパイロット地区にてそれぞれ可能でしょうか また、Wifi 及びコピー機の利用は可能でしょうか？出来ない場合には見積りに含めてよいでしょうか	プロジェクトの執務スペースは、コロンボの保健省(1か所)のみで提供されることを前提とします。他地域での執務スペースの設置の必要性を含め、執務スペースの設置計画についてプロポーザルで提案願います。執務スペースの借上げが必要な場合、本見積りに計上ください。なお、現段階では執務スペースで提供される具体的な資機材の内容を提示できないため、執務スペースに必要と想定される資機材は、Wifi 及びコピー機を含め、本見積りにて計上願います。
33	P26 6 業務用機材	専門家の移動に関して自動車(運転手含む)借上げ(もしくは購入)の計上は可能でしょうか？	専門家の移動にはレンタカーの借上げを想定しているため、本見積りに計上ください。
34		保健省、社会福祉省の行政官(中央、州、県、	C/P 等の旅費として、スリランカ事務所では

		郡)の日当、宿泊費の支払いに関する内規があれば共有ください。または JICA スリランカ事務所のナショナルスタッフの出張経費に関する内規を共有ください	以下の数値を採用しています。 [スリランカ国内] 日当(2,000LKR)、宿泊費実費(上限15,400LKR)、交通費実費
35	5. 実施方針及び留意事項 15 頁～16 頁(3)	草の根技術協力事業「スリランカにおける高齢者ケア—政策プラン・モデル形成プロジェクト」の事業完了報告書は、HP で閲覧が可能であるが、以下、同報告書の添付資料が公開されていない。 1)高齢者ケアサービス提供プラン(Elderly Care Service Delivery Plan)、2)基礎調査報告書(病院施設基礎調査およびコミュニティ高齢者基礎調査) 3)高齢者ケアノート、4)中央州高齢者ケアプラン(概要)を電子データ等で閲覧することは可能か。	現段階では閲覧できませんが、業務開始後に可能な範囲で発注者が情報提供することとします。
36	5. 実施方針及び留意事項 16 頁～17 頁(7)	現地では、JICA「高齢者セクター情報収集・確認調査」(2020年1月から2020年7月)が実施されていると理解している。同調査のワークプラン及び、中間報告等の資料があれば閲覧することは可能か。	現段階では閲覧できませんが、業務開始後に可能な範囲で発注者が情報提供することとします。
37	5. 実施方針及び留意事項 16 頁～17 頁(7)	現地では、JICA「高齢者セクター情報収集・確認調査」(2020年1月から2020年7月)が実施されていると理解している。同調査内では、スリランカの行政官を日本に招聘し、研修を実施する計画であると理解している。指示書にあるように、本公示案件との連続性を保つため、「高齢者セクター情報収集・確認調査」における本邦研修プログラムを閲覧することは可能か。	現段階では閲覧できませんが、業務開始後に可能な範囲で発注者が情報提供することとします。

38	5. 実施方針及び留意事項 16 頁～17 頁(7)	本件では、JICA タイ国「コミュニティにおける高齢者向け保健医療・福祉サービスの統合型モデル形成プロジェクト(2007 年から 2011 年)」の知見を活用することが推奨されている。同タイ国の案件で作成・活用された、ベースライン報告書、エンドライン報告書、また、研修プログラムと教材、その他プロジェクトの成果品を閲覧することは可能か。	一般公開されている資料以外の閲覧はできません。
39	5. 実施方針及び留意事項 17 頁(13)	「国内外への有識者の現地への派遣が有効であると考えられる場合、プロポーザルの中で具体的な提案を行うこと」とあるが、その場合、派遣にかかる経費(航空賃、日当・宿泊費、技術料)については別見積りとして計上してよいか。	本見積りに計上ください。
40	5. 実施方針及び留意事項 18 頁(16)、(17)	本邦研修と第三国研修は期間がそれぞれ約 1 週間と記載されているが、これは到着日や帰国日などを除いて、研修員が研修を受講できる日数が 7 日間あると考えて計画してよいか。	研修員が研修を受講できる日数は 5 日間(他2日は移動日)を想定していますが、他の日程の可能性も含め具体的な提案がある場合は、プロポーザルにて提案ください。
41	6. 業務の内容 19 頁(4)及び、活動期間内全般にわたって	プロジェクト実施コミッティー(PIC)及び、テクニカルワーキンググループ(TWG)が、キックオフミーティング、研修、調査、モニタリング、クロスビジット、その他必要な会議へ出席する際の日当・宿泊費は、相手国政府により支払われるのか。または、最低限の経費としてプロジェクト業務費に計上するべきか。(見積りに計上する場合、1 名あたりの研修・セミナー等への参加費を指定していただきたい)。 本件は、複数関係機関にまたがったアクターの招集が予測されるなかで、プロジェクト活動の	交通費は本見積りに計上可能ですが、プロジェクト実施コミッティー(PIC)及びテクニカルワーキンググループ(TWG)のメンバーは業務として従事するため、日当は先方負担とします。また、コロンボ県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上することとします。 その他、追加的に先方負担で支払いが必要な経費については、都度先方政府と協議することとします。

		実施に必要な経費投入など(特に、日当・宿泊費)、事前に調整・合意されているのかどうか教えていただきたい。	
42	6. 業務の内容 20 頁(6)、活動期間内全般にわたって	ワーキングコミッティー(WC)の参加者が基礎研修や能力向上に必要な会議・研修等に参加をする、あるいは、他県の活動視察(クロスビジット)を実施する場合、必要な経費(日当・宿泊・交通費)は、CP 機関の支出として計上されているのか。または、プロジェクト経費として計上すべきか。(見積りに計上する場合、1 名あたりの研修・セミナー等への参加費を指定していただくことは可能か)。	交通費は本見積りに計上ください。ワーキングコミッティーのメンバーは業務として従事するため、日当は先方負担とします。また、コロンボ県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上することとします。
43	6. 業務の内容 20 頁(6)、活動期間内全般にわたって	「パイロットのワーキングコミッティには、住民団体やボランティアなどインフォーマルな部門含む様々な関係者が参加をすることが想定される」とある。すなわち、行政官(公務員)でない一般住民やボランティアが、プロジェクト期間内の多くの活動に参加をすることが予測される。これら住民・ボランティアがプロジェクトの活動である研修・セミナー等へ参加をする場合、その参加に必要な最低限の経費(食事・宿泊費・交通費)は、CP 機関の支出として計上されているのか。または、プロジェクト経費として計上すべきか。(見積りに計上する場合、1 名あたりの研修・セミナー等への参加費を指定していただくことは可能か)。	交通費及び食事代は本見積りに計上ください。高齢者委員会や各種ボランティア組織等のインフォーマルな部門も、各組織の活動の一環としての協力であり、日当は先方負担とします。また、コロンボ県内の移動に関しては、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとしますが、その他必要な宿泊費は本見積りに計上することとします。
44	6. 業務の内容 21 頁(9)、(10)、(11)	ワーキングコミッティー(WC)が実施する「高齢者の特性、医療サービス、社会サービスに関する	交通費(燃料費含む)及び食事代は本見積りに計上ください。日当は先方負担としま

		る調査」において、調査活動に必要な経費(日当・宿泊・交通費、燃料費等)は、CP 機関に計上されているのか。または、プロジェクト経費として計上すべきか。	す。また、宿泊を伴わず原則通いができる方策を検討することとします。
45	プロジェクト活動全般にかかる質問	3 カ所のパイロット地域のインターネット環境はどうか。例えば、ワーキングコミティ(WC)に所属するメンバー間の連絡にかかる通信経費は確保されているのか。	3 カ所のパイロット地域ではおおむねインターネット環境は整っており、ワーキングコミティ(WC)に所属するメンバー間の連絡は、各自が保有している通信機器を使用し、別途通信経費を支給することは想定していません。
46	プロジェクト活動全般にかかる質問	R/D 上ではプロジェクト活動に必要なオフィススペースの提供が CP 機関により確約されている。この場合、プロジェクトのメイン事務所は、相手国政府によりどこに用意されるのか。またメイン事務所とは別に、3 カ所のパイロット地域でのプロジェクト用のスペースも CP 機関により確保されるのか。	プロジェクトの執務スペースは、コロンボの保健省(1カ所)のみで提供されることを前提とします。他地域での執務スペースの設置の必要性を含め、執務スペースの設置計画についてプロポーザルで提案願います。執務スペースの借上げが必要な場合、本見積りに計上ください。
47	プロポーザル等の提出、プレゼンテーションの開催日程について	4 月 7 日の緊急事態宣言をうけて、日時の変更が予定されているか。	2020 年 4 月 1 日(水)以降の公示案件については、既に現行ルールより1週間延長したスケジュールにて企画競争説明書に記載しているため、同説明書記載のプロポーザル提出期限は変更しません。 プロポーザル提出方法は、電子データの送付を原則とします。企画競争説明書等配布依頼書を提出いただいた社に電子データの送付方法を別途ご案内します。電子データでの送付が困難な社に限り、郵送での提出も受け付けます。

48	<p>p.1 第1 企画競争の手続き 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型 および p.4 第1 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書</p>	<p>p.1 では、「本邦研修にかかる報酬及び直接経費については、別見積書において」積算する旨指示がございます。一方、p.4 では、「2)以下の費目については別見積としてください」の費目には、本邦研修にかかる報酬及び直接経費は含まれておりません。 本邦研修にかかる報酬及び直接経費は、別見積に計上するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本邦研修にかかる報酬及び直接経費は、別見積りに計上ください。</p>
49	<p>p.1 第1 企画競争の手続き 3 競争に付する事項 (3)適用される契約約款雛型 および p.26 第4 業務実施上の条件 2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)</p>	<p>p.1 では、本邦研修業務に係る想定業務人月は2期合計で約4.5人月とございます。 この4.5人月は、p.26にございます業務量の目途「全体約60M/M」に含まれますでしょうか。</p>	<p>本邦研修業務に係る想定業務人月約4.5人月(2期合計)は、業務量の目途「全体約60M/M」に含まれます。</p>
50	<p>p.4 第1 企画競争の手続き 7 プロポーザル等の提出 (6)見積書 および p.18 第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (16)本邦研修の実施</p>	<p>p.4 では、本邦研修の実施については定額で見積もるよう指示がございます。一方、p.18(16)には「実施業務の関連する経費もあわせて積算すること」とございます。当該業務については、定額計上か、応札者側による積算か、いずれになりますでしょうか。 また、定額の場合は、その金額についてもご教示いただけますでしょうか。 さらに、定額とする場合、その金額は直接経費のみの費用であるか、報酬も含むものなのかを併せてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>本邦研修の実施については定額で見積もるよう指示がありますが、これは誤りであり、応札者側にて積算の上、別見積りにて計上ください。</p>

以上